

旅客連絡運輸規則の一部改正（2021 年 6 月 21 日九州旅客鉄道株式会社公告第 4 号）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
(手回り品及び持込禁制品) 第 109 条 旅客は、次条又は第 111 条に規定するところにより、その携行する物品を手回り品として車船内に持ち込むことができる。ただし、旅客規則第 307 条第 1 項ただし書に規定する物品は、車船内に持ち込むことができない。 (注) 旅客規則別表第 4 号に定める適用除外の物品及び旅客規則第 307 条第 1 項ただし書第 <u>2</u> 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。 2 <u>旅客が、手回り品中に危険品又は</u>旅客規則第 307 条第 1 項ただし書第 2 号の規定による物品<u>を収納している疑があるときは、その旅客の立会を求め、</u>手回り品の内容を点検することがある。 <u>3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、</u>前途の乗車船をすることができない。	(手回り品及び持込禁制品) 第 109 条 旅客は、次条又は第 111 条に規定するところにより、その携行する物品を手回り品として車船内に持ち込むことができる。ただし、旅客規則第 307 条第 1 項ただし書に規定する物品は、車船内に持ち込むことができない。 (注) 旅客規則別表第 4 号に定める適用除外の物品及び旅客規則第 307 条第 1 項ただし書第 <u>3</u> 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。 2 旅客規則第 307 条第 1 項ただし書<u>第 1 号又は</u>第 2 号の規定による物品<u>の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、</u>手回り品の内容を点検することがある。 <u>3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。</u> <u>4 第 2 項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによつて、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書に定める物品を所持していなかつた場合に限る。）は旅客規則第 282 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</u> <u>5 第 2 項及び第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、</u>前途の乗車をすることができない。<u>点検後の指示に従わない場合も同様とする。</u> <u>6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。</u>
(中略)	(中略)
(有料手回り品及び普通手回り品料金) 第 111 条 鉄道・航路区間における旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、旅客規則第 308 条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、鉄道・航路区間と自動車<u>線</u>区間とを各別に運輸機関の承諾を受け、普通手回り品料金を支払つて、これ	(有料手回り品及び普通手回り品料金) 第 111 条 鉄道・航路区間における旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、旅客規則第 308 条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、鉄道・航路区間と自動車区間とを各別に運輸機関の承諾を受け、普通手回り品料金を支払つて、これを

現 行	改 正
を車船内に持ち込むことができる。 (1) <u>長さ 70 センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が、90 センチメートル程度</u>の容器に収納したもので、かつ、<u>他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの</u> (2) 容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの (以下略)	車船内に持ち込むことができる。 (1) <u>他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであつて、3 辺の最大の和が、120 センチメートル以内の専用の</u>容器に収納したもの (2) <u>専用の</u>容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの (以下略)

附則

九州旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（1987 年 4 月 1 日九州旅客鉄道株式会社公告第 15 号）の一部を改正し、2021 年 7 月 1 日から施行します。